

## 規制改革会議・農業WGの「農業改革に関する意見」についての反論・意見

規制改革会議・農業WGは5月14日、「農業改革に関する意見」を取りまとめた。「意見」は、これまでの農地流動化政策推進の流れに逆行するだけでなく、農業委員会組織の役割を軽視したもので、決して容認できるものではない。

「農業委員会等の見直し」で指摘された主な意見について以下のとおり、われわれの意見を述べるものである。

### 1. 選挙・選任方法の見直し：選挙制度の廃止、選任委員に一元化

- 農業者の代表組織・自主管理組織としての農業委員会の基本的性格を確保し、農業者の自覚・意欲の保持のためにも「公選制」は不可欠であり、最も民主的な選出方法である。
- 無投票当選の割合が大半（約9割）であるということだけをもって、直ちに「公選制」を廃止し市町村長の選任制にするというのはあまりに乱暴である。選挙が行われている以上、「公選制」は機能しているし、「公選制」があつてこそ、農業委員の信任が担保され、活動の基盤となっている。
- 逆に、市町村長の選任制にした場合、農業者の意向や関与が無くなり「農業者の自主性・主体性や代表機能を失わせる」ことになる。このことにより農地行政の適正執行や農地利用集積などの構造政策の推進に支障を及ぼす懸念がある。
- さらに、「市町村長選挙の論功行賞としての恣意的な選任が行われる」、「農業者の自薦、他薦による自主的・主体的な立候補の機会を喪失させる」などの問題も懸念される。
- 「公選制」の見直し検討については、農業委員会の制度が農業者による「公選制」を基本に構築され、現在その役割を発揮していることを踏まえたうえで、「公選制」以外の方法によって「地域の農業者の代表性を基本とする農業委員会の業務を行うこと」が可能かどうか慎重に検討する必要がある。
- 農業委員会の組織討議においても、農業者からの意見聴取の結果として公選制を必要とする意見は農業委員会で80%、農業者で70%となっている。

### 2. 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止：農業委員会の自主性・主体性を強化する観点から制度の廃止

- 都道府県農業会議、全国農業会議所制度が農業委員会の自主性・主体性を阻害しているとの現場からの事例や意見はない。
- 逆に、農業委員会の活動を支え強化するためには、組織全体の情報の共有とさまざまなノウハウの蓄積が重要であり、その機能を法律根拠の下で効率的に担う

ものとして、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークは必要不可欠である。

- とりわけ、農地情報の収集・提供、新規就農支援、担い手育成等の現下の農業政策を効率的かつ効果的に推進するためには、市町村、都道府県、全国を双方向で結ぶ組織的なネットワークを制度的に担保することが重要である。
- 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の廃止は、法律に基づく農業者の代表機能（意見・建議・諮問機能）を奪い、農業者の意見の正規ルートをなくすことになる。むしろ、行政庁の農業政策の推進にあたって、農業・農業者の代表機能としての農業会議、農業会議所が常時意見具申を行うための制度強化が必要である。
- 農業者の一般的利益を代表する組織を法律で規定している諸外国の事例として、フランスでは、県段階に94の県農業会議所が設置され、250万人の有権者（農業者）と5万の農業職能集団が4,200人の会員を選挙。21の地方農業会議所は県会議所が選挙した会員で構成。全国段階の農業会議所常設会議は県及び地方農業会議所の会長で構成。国の法律に基づいて全国に組織されたフランスの農業会議所組織は各段階で 農業者の代表としての機能を備え活動を行っている。
- また、日本でも商工事業者の代表機能として商工会議所法に基づく商工会議所と日本商工会議所が存在し、「行政庁への意見具申・建議、諮問答申」を規定している。

### 3. 権利移動の在り方の見直し：農地権利移動の許可を法人を除き届け出に

- 農地法3条の農地の権利移動の許認可制を届出制にすることは、農地を本当に農地として利用するか否かの検証をしないということであり、転用規制の“抜け道”をつくるものである。また、農地転用規制に穴をあけることになり、都市のスプロール化防止等の国土の秩序ある利用も阻害することになる。
- 農地の権利移動の許可制度は、市町村による農地利用集積制度を通じて認定農業者等の望ましい経営体への農地利用の誘導のための「手段」となっている。許認可制から届出制への移行は、勝手気ままな農地権利移転を許容することとなり、農政の重要課題である担い手への農地利用集積の制度的仕組みを壊すことになる。

### 4. 農業生産法人の見直し：事業要件等の見直し

- 農地の所有権を有することができる「農業生産法人」については、原則として現行の法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を堅持すべきである。構成員要件における農業関係者以外の出資者の議決権2分の1未満の無制限については、既に特例措置が設けられている。